

平成 29 年第 1 回安城市議会臨時会付議案件

内 容	
議 案 番 号	承認第 1 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分の上公布し、及び施行したことの承認を 求めるもの
	1 専決年月日 平成 29 年 3 月 31 日
	2 公布年月日 平成 29 年 3 月 31 日
	3 条例施行日 平成 29 年 4 月 1 日
	4 条例の改正内容
	(1) 個人市民税 特定配当所得等及び特定株式等譲渡所得金額について、提出された申告書に記載さ れた事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するもの
	(2) 固定資産税 ア 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税 標準の特例の措置を講ずるもの イ 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋 と同様に区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定するもの ウ 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、 特定被災共用土地に係る持分の割合に準じて定めた割合によって税額を按分をする こととする申出の規定を整備するもの エ 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、 当該土地を住宅用地とみなす規定の適用を受けるための申告の特例の規定を整備す るもの オ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようと する者が提出する申告書について規定するもの
	(3) 軽自動車税 ア 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正 の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該 認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又は その一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所 有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずるもの イ 4 (3) アに伴い、平成 28 年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた 原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者にあるときは、当 該者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることがで きることとする等の経過措置を講ずるもの
	(4) 引用している地方税法の条項名の変更

内 容	
議 案 番 号	承認第 2 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分の上公布し、及び施行したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p>2 公布年月日 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p>3 条例施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日</p> <p>4 条例の改正内容 引用している地方税法の条項名の変更</p>
議 案 番 号	承認 3 号議案
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分の上公布し、及び施行したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p>2 公布年月日 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p>3 条例施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日</p> <p>4 条例の改正内容 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改定するもの</p>
議 案 番 号	第 5 1 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市体育館大規模改修主体工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造 4 階建</p> <p>内容</p> <p>外部保全 屋上 屋根 外壁 建具</p> <p>特定天井改修 アリーナ 2 階ホール</p> <p>内部改修 アリーナ 体育館棟 格技棟ほか</p> <p>昇降機改修</p> <p>外構改修</p> <p>契 約 金 額 826,200,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西 1 0 8 番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 2 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市体育館大規模改修電気工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 電灯設備 受変電設備 アリーナ音響設備</p> <p>契 約 金 額 367,200,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 安城市井杭山町一本木 5 番地 1 0 碧海電気株式会社 代表取締役 深 堀 佐和良</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで</p>
議 案 番 号	第 5 3 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市体育館大規模改修空調工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 空調機器設備 空調配管設備 空調ダクト設備 自動制御設備 換気設備</p> <p>契 約 金 額 175,284,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 安城市今本町 8 丁目 9 番地 1 2 三神設備株式会社 代表取締役 神 谷 順 二</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 4 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 9 年第 1 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>(仮称) 子ども発達支援センター改修主体工事</p> <p>変更前金額 514,512,000 円</p> <p>変更後金額 517,264,920 円</p> <p>増 額 2,752,920 円</p>
議 案 番 号	第 5 5 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 9 年第 1 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>(仮称) 子ども発達支援センター改修電気工事</p> <p>変更前金額 203,040,000 円</p> <p>変更後金額 204,506,640 円</p> <p>増 額 1,466,640 円</p>
議 案 番 号	第 5 6 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>職員用等パソコンの更新</p> <p>種 類 ノートブック型パソコン</p> <p>数 量 1, 4 0 1 台</p> <p>契 約 金 額 165,499,200 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 名古屋市中区大須四丁目 9 番 6 0 号 西日本電信電話株式会社名古屋支店 取締役名古屋支店長 山 本 尚 樹</p> <p>契 約 の 方 法 条件付一般競争入札</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第2号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 平成28年11月10日発生の事故
	(1) 損害賠償額 167,292円
	(2) 事故内容
	ア 発生時刻 午後8時ごろ
	イ 発生場所 安城市高棚町地内
	ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
	(3) 相手方の損害の程度 右の前輪サスペンションの損傷
	(4) 過失割合 安城市50% 相手方50%
	(5) 専決年月日 平成29年4月3日
	2 平成29年2月20日発生の事故
	(1) 損害賠償額 5,686円
	(2) 事故内容
	ア 発生時刻 午前8時ごろ
	イ 発生場所 安城市藤井町地内
ウ 経 過 上記地内の市道において、相手方車両が信号のない交差点を左折しようとしたところ、道路のくぼみにはまったもの	
(3) 相手方の損害の程度 右の後輪の損傷	
(4) 過失割合 安城市50% 相手方50%	
(5) 専決年月日 平成29年4月3日	
3 平成29年2月28日発生の事故	
(1) 損害賠償額 75,911円	
(2) 事故内容	
ア 発生時刻 午前10時ごろ	
イ 発生場所 安城市三河安城町地内	
ウ 経 過 上記地内の市道において、歩道の破損部分が、当該市道の車道部分からホテルの敷地へ進入しようとした相手方車両に接触したもの	
(3) 相手方の損害の程度 前バンパーの損傷	
(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%	
(5) 専決年月日 平成29年4月3日	

内 容	
議 案 番 号	報告 3 号議案
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 平成 29 年 2 月 21 日発生 of 事故</p> <p>(1) 損害賠償額</p> <p>ア 相手方甲 295,330 円</p> <p>イ 相手方乙 88,311 円</p> <p>ウ 相手方丙 93,781 円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午後 3 時 55 分ごろ</p> <p>イ 発生場所 知立市西町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の国道において、公用車が信号待ちで停車中の相手方甲が所有し、相手方乙が運転し、相手方丙が同乗する車両に追突したもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度</p> <p>ア 相手方甲 車体後部の損傷</p> <p>イ 相手方乙 頸部及び肩部の挫傷</p> <p>ウ 相手方丙 頸部及び肩部の挫傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市 100% 相手方甲 0% 相手方乙 0% 相手方丙 0%</p> <p>(5) 専決年月日 平成 29 年 4 月 24 日</p> <p>2 平成 29 年 3 月 2 日発生 of 事故</p> <p>(1) 損害賠償額 151,200 円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午前 11 時 10 分ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市上条町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号のない交差点を右折しようとしたところ、当該車両の左後部が相手方の所有するごみ集積所に接触したもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 ごみ集積所の損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市 100% 相手方 0%</p> <p>(5) 専決年月日 平成 29 年 4 月 24 日</p>
議 案 番 号	同意第 2 号
議 案 名	監査委員の選任について
摘 要	<p>議員のうちから選任した委員 今原康徳の辞職（平成 29 年 5 月 10 日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員</p> <p>識見を有する者のうちから選任される者</p> <p>任期 4 年</p> <p>定数 1 人</p> <p>要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>議員のうちから選任される者</p> <p>任期 議員の任期</p> <p>定数 1 人</p>